

(案)
工 事 請 負 契 約 書

1. 工 事 名 交通船「はるかぜ」点検整備補修工事
2. 工 事 場 所 契約相手方の施工場所
3. 工 期 着工 令和7年 月 日（契約日の翌日）
完成 令和8年2月27日
4. 請 負 代 金 額 ¥ , , －
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額・消費税率10% ¥ , , －）
5. 契 約 保 証 金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 受注者は、別紙仕様書（現場説明書等を含む以下同じ。）に基づき、頭書の請負代金をもって、頭書の工期内に、頭書の工事を完成しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書の交互符合しないものがある場合には、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

ただし、軽微なものについては発注者又は監督職員の指図、又は指示に従うものとする。

（工事費内訳明細書及び工程表）

第2条 受注者は、契約締結後7日以内に、仕様書に基づく工事費内訳明細書及び工程表を作成して発注者に提出するものとする。

2 発注者は、内訳書及び工程表に基づき遅滞なくこれを審査し、不相当と認めたときは、受注者と協議するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させてはならない。
ただし、相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

2 工事目的場又は工事現場に搬入した検査済み工事材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第4条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

（下請負者の通知及び変更）

第5条 発注者は受注者に対して下請負者につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

2 発注者は、工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負者があるときは、受注者に対して

その変更を求めることができる。

(監督職員)

第6条 発注者は、受注者の工事の施工について、自己に代わって監督又は指示する監督職員を選定することができる。

2 監督職員は、他の条項に定めるもののほか、契約書仕様書に定められた事項の範囲内において次の各号に掲げる職務を行うものとする。

一 工事の施工に立ち会い又は必要な監督を行ない若しくは受注者の現場代理人に対して指示を与えること。

二 工事材料又は工作物の検査又は試験を行なうこと。

(現場代理人及び主任技術者)

第7条 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2 現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

3 受注者又は現場代理人は、工事現場に常駐し、監督職員の監督又は指示に従い、工事現場の取締及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

(現場代理人等に対する異義)

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その事由を明示して、その交替を求めることができる。

(材料の品質及び検査)

第9条 工事材料につき品質が明らかでないものについては、中等のものとする。

2 工事材料については、使用前に監督職員の検査を受け合格をしたものでなければこれを使用してはならない。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

4 第2項の検査に直接必要な費用は受注者の負担とするものとする。

5 受注者は検査の結果不合格と決定した工事材料については、監督職員の指示によりこれを遅滞なく引き取らなければならない。

6 受注者は、監督職員の承諾を受けないで工事現場に搬入した検査済み工事材料を持ち出してはならない。

(材料の調合等)

第10条 受注者は、工事材料のうち調合を要するものについては、監督職員の立会を得て調合したものでなければこれを使用してはならない。ただし、調合につき見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。

2 受注者は、完成後外観から明視することのできない工事を施工するときは、監督職員の立会いの上施工しなければならない。

3 監督職員は、受注者から前2項の立会い又は見本検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

(仕様書不適合の改造義務)

第11条 受注者は、工事の施工が仕様書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において受注者は、請求代金額の増額又は工期の延長を請求することはできない。

(仕様書と工事物件の状態との不一致、条件の変更等)

第12条 受注者は、工事の施工にあたり、仕様書と工事物件の状態とが一致しないとき、仕様書に誤謬若しくは脱漏があるとき又は予期することのできない状態が発見されたときは、直ちに監督職員にこれを通知しなければならない。

2 監督職員は前項の通知を受けたときは直ちに調査を行ない、受注者に対して指示を与えなければならない。

3 前項の場合において、工事内容、工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(工事の変更、中止等)

第13条 発注者は、必要がある場合には、工事内容を変更し又は工事の施工を一時中止若しくは打切ることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

(受注者の請求による工期の延長)

第14条 受注者は、天候の不良等その責に帰することができない事由、その他の正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して工期の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金等の変更)

第15条 発注者又は受注者は、工期内にインフレーションその他の予期することのできない異常な事由の発生により、請負代金額が著しく不相当となったときは、相手方に対して工事現場の実情を参しやくして請負代金額又は工事内容の変更を求めることができる。

(臨機の措置)

第16条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、受注者はあらかじめ監督職員の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者はそのとった措置につき遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ないときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者と受注者が協議して請負代金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(一般的損害)

第17条 工事目的物の引渡前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害は、受注者の負担とするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する事由による場合においては、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者の負担とするものとする。

- 2 受注者が第三者に対して損害の賠償をする場合において、その損害の賠償が発注者の負担に係るときは受注者は、あらかじめ発注者の同意を得るものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第19条 天災その他不可抗力によって工事の出来形部分（発注者が現実に出来形があったものとして確認したものをいう以下同じ）及び工事現場に搬入した検査済み工事材料に損害を生じたときは、受注者は事実発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 前項の損害のうち、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものと認められるものを除いた部分については、発注者がこれを負担するものとする。ただし、その損害額が請負代金額の4/100に相当する額に達しないときは発注者はこれを負担しない。

- 3 第1項の損害額は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

- 4 第2項の規定により発注者が損害を負担する場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

(検査及び引渡)

第20条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から14日以内に検査を行い、検査に合格した後、受注者からの引渡の申し出により、直ちにその引渡を受けるものとする。

- 3 検査に合格しないときは、受注者は遅滞なく修補又は改造して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受注者から修補又は改造を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(請負代金の支払)

第21条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、適法の手続きに従って請負代金の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から40日以内に支払わなければならない。

(かし担保)

第22条 発注者は、第20条第2項の引渡の日から2年間（木造又はこれに準ずる構造等の建物その他の工作物の場合には1年間）受注者に対して、工事目的物のかしの修補又はその修補にかえ若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には5年間とするものとする。

- 2 前項の場合において、発注者は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、修補を請求することができない。

- 3 発注者は、工事目的物の引渡の際にかしがあることを知ったときは、受注者に対して遅滞なく通知をしなければ、第1項の権利を行使することはできない。ただし、受注者がそのかしのあることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、滅失又はき損の日から6ヶ月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

- 5 受注者は、第1項のかしが発注者の与えた指図により生じたものであるときは、その指図が不適当であることを知りながら発注者に通知しなかった場合を除き、その担保の責を負わない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第23条 受注者の責に帰する事由により工期内に工事を完成することができない場合において、期限後に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延利息を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の遅延利息の額は請負代金額（既に引渡した部分がある場合には、当該部分に対する請負代金相当額を控除した額）につき年3%の割合で計算した額とするものとする。

3 発注者の責に帰する事由により、第21条第2項の請負代金の支払いが遅れた場合には、受注者は、年2.5%の割合で、発注者に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

（検査遅延の場合における損害金）

第24条 発注者がその責に帰する事由により、第20条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、第21条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、又その遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超過日数に応じ、前条第3項の遅延利息を支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第25条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 受注者の責に帰する事由により工期内又は期限後担当の期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき。

二 正当な事由なしに、着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。

三 第4条又は、第11条の規定に違反したとき。

四 前3号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

五 第27条第1項各号に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、工事の出来形部分で検査に合格したものは発注者の所有とし、発注者は、その出来形部分に対する請負代金相当額を支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除された場合においては、受注者は請負代金の1/10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。

第26条 発注者は、工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は前項の規定により契約を解除した場合に準用するものとする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。損害額は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

(受注者の解除権)

第27条 受注者は、次の各号の一に該当する事由のあるときは、契約を解除することができる。

一 第13条第1項の規定により工事を変更したため請負代金額が2/3以上減少したとき。

二 第13条第1項の規定による工事中止の期間が工期の1/2以上に達したとき。

三 発注者が、契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったとき。

2 第26条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用するものとする。

(解除による物件の引取)

第28条 契約を解除した場合において、受注者は、貸与品、支給材料その他の物件があるときは、これを発注者に返還し、また、発注者が引渡しを受けない物件があるときは、発注者と受注者が協議して定めた期間内に、これを引取りその他原状に復しなければならない。

2 前項の場合において、受注者が正当と認められる事由なしに一定の期間内に物件を引取らずその他原状に復さないときは、発注者は、受注者に代わってその物件を処分することができる。この場合において、受注者は、発注者の処分方法について異議の申立をすることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(違約金等の徴収)

第29条 受注者がこの契約に基づく違約金、遅延利息又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額の延滞金を追徴する。

3 発注者は、この契約に基づく違約金、遅延利息及び賠償金並びに前項の延滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対し、業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

4 受注者が前項の規定に違反して質問に応ぜず、若しくは虚偽の応答をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、発注者は、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第30条 受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（この契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注

者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したと（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は公正取引委員会が行った独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令にかかる事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の起訴である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第31条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 神戸市中央区波止場町1番1号

支出負担行為担当官

名称

神戸運輸監理部長 峰本 健正

受注者 住所

名称